

『京丹後市まちづくり基本条例』の検討見直しについて

<具体的な検討内容>

(1)第13条関係

【現行】

(青少年の権利)

第13条 満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参加する権利を有する。

【検討案】

(青少年の権利)

第13条 満18歳未満の青少年は、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参加する権利を有する。

【検討内容】

選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正は平成28年6月19日に施行され、また平成30年6月13日には、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立したことにより、本条例第13条の表現の仕方について改正を検討するもの。ただし、民法の一部を改正する法律は、令和4年4月1日から施行となっている。

(別紙:(参考)民法の一部を改正する法律)